

京都市教職員の給与の額の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成21年3月26日京都市条例第74号）（教育委員会事務局総務部教職員人事課）

諸般の状況により，高等学校及び幼稚園の校長，園長，教頭等その他管理又は監督の地位にある教職員の給料の額の特例措置について，その期間を延長することとし，平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間における給料の額についても，当該額に100分の5を乗じて得た額を減じることとしました。

この条例は，公布の日から施行することとしました。

京都市教職員の給与の額の特例に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成21年3月26日

京都市長 門川大作

京都市条例第 74 号

京都市教職員の給与の額の特例に関する条例の一部を改正する条例

京都市教職員の給与の額の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条中「同年3月31日」を「平成22年3月31日」に改める。

附則第2項中「平成21年3月31日」を「平成22年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(教育委員会事務局総務部教職員人事課)